

## 第153回東京海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和5年1月17日(木) 午後2時00分
- 2 開催場所 東京都産業労働局 島しょ農林水産総合センター会議室 (Web併用会議)  
東京都港区海岸2-7-104
- 3 出席委員
- |    |         |     |         |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 田 中 國 治 | 9番  | 馬 場 治   |
| 2番 | 村 山 将 人 | 10番 | 浜 川 祝 男 |
| 3番 | 岩 田 光 正 | 11番 | 高 瀬 吉 安 |
| 4番 | 関 恒 美   | 12番 | 川 村 松 男 |
| 5番 | 鈴 木 正 明 | 13番 | 山 下 奉 也 |
| 6番 | 佐々木 隆幸  | 14番 | 小 島 智 彦 |
| 7番 | 丸 裕 二   | 15番 | 有 元 貴 文 |
| 8番 | 井 上 潔   |     |         |
- 4 欠席委員
- 5 その他の出席者
- |                  |               |         |
|------------------|---------------|---------|
| 産業労働局農林水産部水産課    | 課 長           | 藤 井 大 地 |
| 〃                | 課長代理 (漁業調整担当) | 伊 藤 誠   |
| 〃                | 主 事 (漁業調整担当)  | 長 野 雄 太 |
| 〃                | 主 事 (漁業調整担当)  | 愛 宕 克 哉 |
| 〃                | 主 事 (漁業調整担当)  | 山 本 敬 介 |
| 〃                | 主 事 (漁業調整担当)  | 新 藤 達 弥 |
| 東京都島しょ農林水産総合センター | 所 長           | 中 野 卓   |
| 東京海区漁業調整委員会事務局   | 事務局長          | 米 本 武 史 |
| 〃                | 主 事           | 岩 田 笑 里 |
- 6 議 長 東京海区漁業調整委員会会長 有 元 貴 文
- 7 議事録署名人 5番 鈴 木 正 明 6番 佐々木 隆幸
- 8 報告事項
- (1) 令和4管理年度におけるくろまぐろの漁獲可能量の変更について (報告)
- 9 議 案
- (1) 漁業法第64条第4項に基づく海区漁場計画 (案) に対する意見聴取について (答申)
- (2) 小笠原海域における底魚一本釣り漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について (知事諮問)
- (3) 東京都海面におけるさんご漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について (知事諮問)

(4) 八丈島近海漁場に設置した浮魚礁の漁業の制限に係る委員会指示について

10 その他

11 議事事項

(午後2時40分 開会)

事務局長	<p>公聴会もありました。本日、いろいろ水産課からも議題等もございますので、早速ですが始めたいと思います。</p> <p>出席状況の確認。定数15名中本日出席は15名（2番前田委員、14番小島委員の2名はウェブ参加）。</p> <p>資料の確認。</p> <p>それでは、会長、よろしくお願ひいたしたいと思います。</p>
会長	<p>それでは、議事を進めたいと思います。資料について混乱しないように、特別確認をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の議事録署名人を最初にお願ひしたいと思います。順番によりまして、5番の鈴木委員、6番の佐々木委員にお願ひしようと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず報告事項がありますので、事務局、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局長	<p>【報告1】の案件を説明。</p>
水産課	<p>【報告1】に基づき、説明。</p>
会長	<p>ありがとうございました。前回ですが、採捕枠変更の手続きを簡略にして、漁業者の皆さんの操業がスムーズに反映される体制の議案が審議されました。</p> <p>今回、「他県との大型魚交換」「小型魚交換」となっています。この変更につきまして、質問あるいはご意見ございますでしょうか。いかがでしょうか。</p> <p>これで、3月いっぱい締めになるわけですね。</p>
水産課	<p>他県と調整が整い次第、増枠がある可能性はございますが、今回の変更についてはこのとおりになります。</p>
会長	<p>ご意見は特にないようですので、報告は了承いただけたものといたします。</p> <p>もう1件、報告がありますでしょうか。事務局、いかがでしょう。</p>
事務局長	<p>引き続き水産課からお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
水産課	<p>ただいまの報告の内容を反映いたしまして、現在のくろまぐろの漁獲状況、小型魚、大型魚ともにご説明させていただきます。</p> <p>まず、小型魚からです。</p> <p>大島支庁管内では5,800キロの目安量中4,719.9キロを漁獲して81.4%、三宅支庁管内では4,400キロ中3,669.4キロを漁獲して83.4%、八丈支庁管内では1,600キロ中13.0キロを漁獲して0.8%、小笠原支庁管内については100キロ中</p>

	<p>0キロ漁獲して0.0%となっております。これらの漁船等漁業の枠としては、11トン中8,402.3トンを漁獲して70.6%となっております。都全体枠としては、12.9トンの枠の中で8,402.3キロを漁獲して65.1%となっております。小型魚については以上です。</p> <p>続きまして、大型魚の漁獲状況をご説明いたします。</p> <p>大島支庁管内では、目安量が1万1,200キロ中9,593.1キロ漁獲して、消化率が85.7%。三宅支庁管内では、同様に1万1,200キロ中3,784キロを漁獲して33.8%、八丈支庁管内では1万4,000キロ中8,394.8キロを漁獲して60.0%、小笠原支庁管内では1,800キロ中1,070キロを漁獲して59.4%、漁船漁業全体では、3万8,500キロ中2万2,841.9キロを漁獲して59.3%の消化率となっております。都全体の枠としましては、4万キロ中2万2,841.9キロを漁獲して、57.1%の消化率となっております。</p> <p>漁獲実績の報告につきましては以上になりますが、もう1点だけ別で、情報提供としまして、「遊漁者が採捕したくろまぐろの取扱いについて」というものをご説明させていただきます。</p> <p>令和5年1月16日付で、水産課から各漁協宛てに文書を発出させていただいております。</p> <p>こちらは、遊漁者が採捕したまぐろを販売し利益を得ることについては、「沿岸くろまぐろ漁業」を営むこととなり、太平洋広域漁業調整委員会指示第37号に違反することとなる、つまり、「遊漁者は採捕したクロマグロを販売できない」といった通知になっております。</p> <p>今回、この文書を発出することになった経緯ですけれども、この1月に大島支庁管内で、遊漁で採捕したクロマグロを漁協に水揚げしようとする情報がございました。この水揚げについて、事前に水産課に確認の連絡がありましたので、国からの事務連絡に基づいて、「遊漁者の採捕したクロマグロは水揚げができない」という旨を伝え、結果として水揚げはされなかったということです。</p> <p>この内容につきまして、改めて通知をする必要があるということで、水産課から各漁協に文書を発出させていただいた次第でございます。</p> <p>つきましては、該当する事案等が生じた際、各漁協におかれましては、適切にご対応いただくように、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>ご報告は以上になります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。地区別の漁獲の消化状況ですね。小型魚、大型魚、それぞれについて報告がありました。もう1つは、遊漁による採捕の取扱いという通達がありました。ご質問、ご意見いかがでしょうか。</p>
4番委員	<p>結局、遊漁で釣った魚はどこにいったのですか。</p>
水産課	<p>持ち帰ってもらって自家消費のようです。</p>
4番委員	<p>食べても大丈夫なのですか。</p>
水産課	<p>現在、遊漁者が釣った魚については、水揚げはできないということになっておりますが、大型魚はキープはできるということになっております。</p>

4番委員	食べられるなら、食べてもいいということね。
水産課	そういうことです。
4番委員	分かりました。
会長	採捕した報告は必要であり、1人1本までは可能ということですね。1人ということ、1隻ではなくてということですか。
水産課	遊漁者1人が1本までということになります。
会長	遊漁者1人当たりですね。
4番委員	では、10人なら10本食ってもいいということ。
水産課	そういうことになります。
会長	大丈夫ですかね。
10番委員	遊漁の定義というのは、どういう定義ですか。
水産課	<p>遊漁の定義というより、漁業の場合は「営む行為」ということで、販売してお金を得ることと、平たく言えばそういうことになります。遊漁の場合は、「自分の趣味で魚を採捕する」、釣るということになります。</p> <p>今回、このような形で文書を発出した経緯は、遊漁でマグロを採るということは、資源保護の点からも漁業がかなり厳しい規制をしている中、皆さん漁業者からはおかしいのではないかという話がずっとあります。それで、水産庁は最近になって、遊漁に関する規制を強めてきたということがございます。</p> <p>その中で、食べるためといって遊漁で釣ってしまうということも、やはり漁業をする側からは、資源保護という点から見ても問題があると思っております。</p> <p>それで、今回事態を重く見まして、こういった文書を発出して、現場の皆様にもう一度再確認ということで徹底をお願いしたい、ということでもございました。以上でございます。</p>
4番委員	再度確認なのだけれども、その遊漁者の方は、国にはちゃんと報告したということだよ。
水産課	国には報告していると聞いております。
4番委員	分かりました。
会長	他に何かございませんか。
10番委員	何かこれも抜け穴みたいな感じがあるような気がしますね。
11番委員	例えばクルーザーのかい船で、15人乗りました。15本はオーケーということになってしまうわけだよ。

水産課	規制上はオーケーということになると思います。
11番委員	それはちょっと考えていかないと駄目なのではないですか。でかい遊漁船はいっぱいあるよ。
会長	1隻あたり1本ではなく、人数分で何本という考え方になるでしょうね。
4番委員	採捕のトン数は決まっているのよね。上限は決まっているのだよね。30トン。
水産課	遊漁の採捕数の上限は決まっております。
4番委員	どうやって調べるの。
水産課	年度全体で40トン。更に、その期間中を期間別に、10トンと分けて決まっております。
11番委員	そこで締めつけるわけだね。
水産課	そうです。
10番委員	漁業者の人でも、遊漁として、遊びで釣った、その人は遊漁になるのですよ。そうすると、「漁業者ではなくて遊漁で釣ったということ」にして、そこから先は分からなくなってしまうのではないですか。
水産課	今回の文書は、遊漁で漁協を通じて出荷してしまったりすることが、「それは営む行為」なので、そのときに漁業の側に、採捕制限がかかっているならば、それは違反になる可能性はあります。
10番委員	上から締めつけるのはいいのだけれども、逆にそれが逆効果になって、地下に潜ってしまう場合があるのではないかとちょっと心配するのですね。裏のルートを使って、販売しようと思えばできてしまう。今回のことが、遊漁の抜け穴になってしまうのではないかなと心配します。 その辺を、水産庁はどういう形で、それを確認するというか、確認しようとしているのかというのが、まだ見えないですね。
水産課	そういった情報があれば、私どものほうに情報提供頂ければ、水産庁のほうにも速やかに情報を上げて対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。
会長	報告事項2件、くろまぐろ関係でしたけれども、よろしいでしょうか。 続いて、議案に入ります。全部で4件になります。 1番目で、先ほど終わりました公聴会を含めてですが、議案の1「漁業法第64条第4項に基づく海区漁場計画(案)に対する意見聴取について(答申)」をお願いします。事務局からでしょうか。
事務局長	【資料1】に基づき、説明。

<p>会長</p>	<p>10月18日に開催しました第150回の委員会で、この知事からの諮問が来ております。一番最後の部分に、答申につきましては、今年の2月28日までにお願ひしますということになってございます。</p> <p>先月12月22日に、三宅、八丈、小笠原の各地区から11名の方、そして、本日、先ほど7名の方、合計18名の公述がございました。これを踏まえまして、皆様方から答申に当たってご意見を頂きたいと思ひます。以上でございます。</p> <p>事務局からの説明のように、先ほど開催した公聴会で7名、昨年12月には11名の公述がありました。この内容について審議の上で、正式に知事宛てにお答えを出すということです。何かご意見ありますか。</p> <p>特にないようでしたら、事務局からこの後の手続きについて説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【資料1】に基づき、説明。</p> <p>2頁目が答申の案となつてございまして、皆様方からご異議ないということでご意見を頂けましたら、空欄の文書番号と日付けを入れて、知事宛てに答申をお出しすることになります。</p> <p>「記」以下のところで、まず1として、「第1種及び第2種共同漁業権については、関係地区におけるいずれの公述人からも、本海区漁場計画に対しては、賛意を表明している」。</p> <p>それから、2として、「出席委員の皆様方からは、各地区からの公述人の公述内容を慎重に検討した結果、知事原案は妥当であると一致した意見である」ということとなります。これについて、ご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。知事原案どおりという決定を頂き、今、事務局の説明にありました答申文の案で回答するということですが、これでよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>異議なし。</p>
<p>会長</p>	<p>どうもありがとうございました。特に異議がありませんでしたので、原案どおり決定したいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>この後の、免許申請とスケジュールで注意するところ等、ありますでしょうか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>では、水産課から、口頭で結構ですので、この後の、各漁協等での手続きについて説明していただきたいと思ひます。</p>
<p>水産課</p>	<p>それでは、水産課の担当から説明いたします。</p> <p>最終的なゴールですが、9月1日に免許の切替えが予定されております。そのゴールから遡つて、「5月1日から5月31日の1か月間」の間に、各漁協から免許申請、漁業権行使規則の認可申請の両方を出していただきます。これを、「6月から7月の間」で、委員会に諮問を行います。委員会からの答申を受けて、2か月ほどの「7月から8月の間」で、免許と行使規則認可の手続きをいたします。</p>

<p>会長</p>	<p>この免許と行使規則認可の申請につきましては、各漁協は総会で諮る必要がございます。3月総会の予定の漁協さんは3月の通常総会で、6月総会予定の漁協さんに関しましては、大変恐縮なのですが、3月に臨時総会を開いていただき、総会の決議をしていただければと思います。</p> <p>3月の総会に間に合いますよう、水産課も2月ぐらいには、漁場計画の告示をしたいと思いますので、そのようなスケジュールで手続きを進めてまいります。</p> <p>何か質問がありましたらお願いいたします。</p>
<p>4番委員</p>	<p>臨時総会は開くことになるの。</p>
<p>水産課</p>	<p>今、説明しましたが、3月の通常総会で可決できる漁協については、その総会になります。6月に通常総会の漁協さんにつきましては、お手数なのですけれども、3月を目安に臨時総会を開いていただき、手続きをお願いしたいということです。</p>
<p>会長</p>	<p>日程的に厳しい組合もあるかもしれませんが、よろしくをお願いいたします。</p> <p>続きまして、議案の2です。「小笠原海域における底魚一本釣り漁業の制限措置、許可等をすべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について（知事諮問）」をお願いします。事務局からお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【資料2】の諮問文を朗読。</p>
<p>水産課</p>	<p>【資料2】の諮問文以降、説明。</p> <p>許可の基準（許可枠を超えた申請があった場合の優先順位）は、第一に当該漁業許可に基づく漁獲実績を有する者、第二に当該漁業許可を有する者から独立する者、次に、公正な方法でくじを行う。</p>
<p>会長</p>	<p>どうもありがとうございました。令和5年から変更する内容が幾つかあったということです。何かご意見ございますでしょうか。</p>
<p>9番委員</p>	<p>私が理解していないかもしれませんが、今回の許可枠に、調整枠をある程度考慮しているということですが教えてください。</p>
<p>水産課</p>	<p>東京都の漁業者の中の調整枠と、また他県も含めた全体の調整枠になります。</p>
<p>9番委員</p>	<p>他県にも調整枠をある程度考慮するということですか。小笠原の新規就業者の増加に合わせて、枠を追加するのはいいと思うのですが、むしろ他県よりも東京都に持ってきておいたほうが、新規就業者の誘致につながるのではないかなと。</p>
<p>水産課</p>	<p>今回、ここ何年か申請自体がない空枠を全くなくすのも、もし他県が突然やりたいという希望の方がいらしても、全く対応が難しいのではないかな。全体の調整枠と県別の枠の合計を他県枠と考えて、今回はそこを若干動かした形で。</p> <p>3年後に、他県から更に希望がなければ、順次動かしていくようなことで考えています。取りあえず、今回の3年間については、他県枠の合計が変わらないように考えて設定しています。</p>

9番委員	他県については、今回実質3枠は減っているということですが、他県に対する配慮をしたということですか。
水産課	いきなり、全体で大きく減らし過ぎてしまわないように、取りあえずとして考えています。
9番委員	徐々に考えているということ。
水産課	そうですね。今後他県の枠が減っていくようであれば、減った分は、そのまま地元の独立者等の対応のため動かしていくような形も考えています。
会長	他にいかがでしょうか。質問、ご意見は。 では、特にないようですので、原案どおり決定したいと思います。どうもありがとうございました。
事務局長	続きまして、議案の3です。「東京都におけるさんご漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について（知事諮問）」をお願いします。事務局から、またお願いします。
水産課	【資料3】の諮問文を朗読。  【資料3】の諮問文以降、説明。 許可の基準（許可枠を超えた申請があった場合の優先順位）は、第一に当該漁業許可に基づく漁獲実績を有する者、第二に当該漁業許可を有する者から独立する者、次に、公正な方法でくじを行う。
会長	どうもありがとうございました。質問、ご意見ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。 特にご異議、ご質問もございませんでしたので、原案どおり決定したいと思います。どうもありがとうございました。
事務局長	続きまして、最後の議案になります。議案の4「八丈島近海漁場に設置した浮魚礁の漁業の制限に係る委員会指示について」をお願いします。事務局からどうぞ。
会長	【資料4】に基づき、説明。  ありがとうございました。質問、ご意見ございますでしょうか。 今年度の入れ替え更新も3月までには終わりたいとのこと。 八丈島の田中委員、山下委員、何かございますでしょうか。
1番委員	入れるのを待っているだけです。天候次第ですよ。
会長	では、他の皆さんからもご異議ございませんので、この原案どおり決定いたします。どうもありがとうございました。 その他で、事務局から何かございますか。
事務局長	前回、浮きはえ縄漁業の指示について、他県からは厳しい指示内容で色々と意



<p>水産課</p>	<p>見があったということをご報告いたしました。この2月1日からは、いか釣り漁業の承認の準備をさせていただきます。</p> <p>いか釣り漁業の承認に関しまして、先日、千葉県、神奈川県そして静岡県から、水産課で対応いただいたのですが、各県から話があったということで、若干ご報告いただけたらと思うのですが、よろしいでしょうか。</p> <p>先週、水産課に、千葉県、神奈川県、そして静岡県の県庁担当の方々が見えまして、いか釣り漁業の操業指示に関して協議を行いました。まず、どうして事前に説明をちゃんとしてくれなかったのかということが1点ありました。</p> <p>それに関して、新たな指示を発出するということではなく、指示内容を若干変更するというので、こちらの判断で進めましたと説明しています。</p> <p>あと、承認の枠を削られたということに関して、強い要望があったのですけれども、私どもも、空枠的、要するに操業実績のない船が相当あるため、そこにつきましては、過去に遡って実績を見て、検討した上で、枠数は設定しましたということでご説明をいたしました。</p> <p>また、今後も枠数については、実績に見合った形で設定することで、こちらとしても注視していきたいと説明をしました。</p> <p>今後、いか釣りについては、新たな指示が発令する前に、担当者同士で集まって、その年の操業の様子、それから枠数、そういったものに関して協議をしていこうということになりました。1都3県による話合いの枠組を作ることによって、私どもとしても、実績のない空枠の船はご遠慮いただくということで、各県にも継続的にお願いができるのかと思っております。</p> <p>取りあえず、以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>水産課から、いか釣り漁業の承認に向けてということで、状況説明がありました。何か質問、ご意見がありましたらどうぞ。</p>
<p>10番委員</p>	<p>この間も話が出たのですけれども、操業実績というのは、千葉県なり、静岡県なり今後把握するような形でやっていくというのは、確約したのですか。</p>
<p>水産課</p>	<p>当然、漁獲実績報告も出してもらっているのですが、操業実績は把握してもらわないといけないわけですね。それは、毎年毎年、漁期が終わった、秋口に打合せというか、協議会を設置して、その中で確認していこうとなります。</p>
<p>10番委員</p>	<p>これまでも、何年も指示は続けてきているのですが、実際はその水揚げ実績というのではないわけですね。それを踏まえて、千葉県の水産課は、そういうことを強く言えるのですか、実績がないのに枠を削られたと言って。</p>
<p>水産課</p>	<p>そのところは、我々も実績がないということが実態としてあり、過去10年あるいは20年遡っても実態がないから、こちらとしては、その枠を削ったと説明いたしました。</p> <p>引き続き、各県には実態と乖離がないような形で、求めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。</p>
<p>10番委員</p>	<p>このいか釣り漁業の指示については、過去に全く釣れなくなったということも</p>

	<p>あるのです。過去にかなり水揚げがあったものが、突然採れなくなってきている、その原因が分からないわけです。その原因を調べていくためには、やっぱり実績というのは必ず必要だと思うのですよね。</p> <p>そういう意味でも、漁獲実績はちゃんと報告を上げてくださというの、強く言ってください。</p>
水産課	<p>漁獲実績を上げろというか、既得権益にならないような形でやっていきたいと思っています。わざわざ実績を得るために、必要もないのに入漁してくるようなことも、逆にそうされてしまってもこちらとしては本意ではないと思います。</p> <p>その辺は、許可枠と実態との乖離を縮めていくということで、各県にはお願いしたいと思っています。</p>
10番委員	<p>あと、今回、漁業権の漁場内には入ってこないことについては、了解したのでしょうか。</p>
水産課	<p>全く言及がありませんでしたので、了解したものと私どもは考えています。</p>
10番委員	<p>結果的には問題ないと。</p>
水産課	<p>そうだと思います。</p>
会長	<p>では、引き続き、状況の変化がありましたら、報告を頂ければと思います。</p> <p>公聴会が早めに終わりましたので、時間に余裕がありますけれども、委員の皆様から、その他でいかがでしょうか。何かあればお願いします。</p>
9番委員	<p>参考までにお聞きしたいのですが、先ほどの浮魚礁の件で、浮魚礁を基点に周囲を旋回してとなっていますが、この周囲というのはどれぐらいの距離が一般的なのですか。</p>
1番委員	<p>一般的には、そんなに離れていません。</p>
9番委員	<p>大体どれぐらいを、浮魚礁の効果範囲なのですかね。半径でいうと、数百メートルとかで、そんなに広くはないですか。</p>
1番委員	<p>トローリング、ひき縄だと、やっぱりすぐそばですよ。だけれども、かつお船で、1本釣りなんかの場合は、餌を撒いて、流れて着いていくような感じですよ。だけれど、ひき縄では、浮魚礁のごく周りを釣るという形で。</p>
9番委員	<p>そういうとき、例えば複数隻がいたときには、同心円状に並ぶのか、あるいは、船は船間を空けてやるのか、どうなのでしょう。</p>
1番委員	<p>やっぱり同じように幅を空けるだけですよ、ぐるっと周りのね。</p>
9番委員	<p>以前、土佐湾の黒潮牧場がありますよね。</p>
1番委員	<p>知っています。</p>

9番委員	何かルールがあったかと。
1番委員	あそこは、方向性が変わっています。かつお船も一緒にやるから、かつお船は浮魚礁から何マイル離れてとか、トローリングはトローリングでそばをどの程度離していくような形ではないかと。
9番委員	確か、船の規模、トン数で変えています。八丈では、そういうものはないですか。
1番委員	ないですね。
9番委員	皆さん、大体同じルールでということ。
1番委員	はい。
会長	その他、全体でいかがでしょうか。 特になければ、最後に、次回の開催予定について事務局からお願いします。
事務局長	では、次回、154回になります。2月14日の午後2時からということで、この会議室で考えてございます。 内容につきましては、「くろまぐろの漁獲可能量の配分について」。これは令和5管理年度ですから、4月1日からの分。それから、「ウミガメの制限の指示について」。それから、「6月から12月までの以降の浮きはえ縄漁業の承認の指示について」ということを予定してございます。 それから、水産課が担当している「資源管理推進協議会」が、午前中にこの会場で予定してございます。その他に、都漁連が、組合長会議、漁業者検討部会、1都3県キンメダイ協議会等が、この前後とも聞いてございます。 また、会長出席をお願いしています、3月15日に太平洋広域委員会がございまして、それから、全漁調連理事会も3月10日に決まっております。以上でございます。
会長	今後の予定の情報を頂きました。 では、これを持ちまして第153回の東京海区漁業調整委員会を終了したいと思います。公聴会から引き続いての会議となりましたが、ご協力どうもありがとうございました。

(午後3時53分、会長、第153回東京海区漁業調整委員会の閉会を宣す。)